

令和6年度

岸和田市一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）

令和6年3月

岸和田市

## 目 次

1. 計画の趣旨 .....	1
2. 計画地域 .....	1
3. 計画期間 .....	1
4. 基本目標 .....	2
5. 処理計画 .....	3
① ごみ分別及び収集体制 .....	3
② ごみ排出及び処理計画量 .....	4
③ 資源化の方法 .....	5
④ ごみ処理の流れ .....	6
⑤ 中間処理計画 .....	8
⑥ 最終処分計画 .....	10
⑦ ごみの発生抑制・再資源化計画 .....	11

## **1. 計画の趣旨**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法律施行規則第1条の3の規定に基づき、岸和田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を実施するため、令和6年度における本市のごみの減量化・リサイクル施策及び収集運搬・中間処理・最終処分について、必要な計画を定めるものである。

## **2. 計画地域**

岸和田市内一円

## **3. 計画期間**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4. 基本目標

### 基本目標

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づき、本計画における基本目標を次のように設定する。

～ 地球と人にやさしい環境のまち・岸和田市の循環型まちづくり ～  
**継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持**

### 目標達成のための体系

目標達成のため、①リデュース（減量化）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再資源化）の3R（スリーアール）に基づく施策体系を構築していくものとし、市民に対し周知を図る。

#### ① Reduce（リデュース）－ 減 量 化

★ごみの量を減らす。

ごみになるものを買わないなど減量に努めることや、調理方法を工夫して毎日の調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをすることによってもごみは減量できる。また、必要なものだけを購入したり、日用品を最後まで使い切ったり、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用することも重要である。



#### ② Reuse（リユース）－ 再 使 用

★繰り返し使う。

店舗等に返却し、再使用できるリターナブル容器の商品を選んだり、詰め替え用の商品を購入し、専用容器に詰め替えることによっても繰り返し使用できる。また、不要になった物でも、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出すことによっても再使用できる。



#### ③ Recycle（リサイクル）－ 再 資 源 化

★資源に戻す。

どうしてもごみとして排出しなければならないごみでも、再生可能な物を資源ごとに分別して排出することでリサイクルできる。しかし、資源の中に不純物が混入していると再資源化し難くなったり、資源物として利用できる範囲が限定されてしまうため、排出段階において徹底した分別を行うことが必要である。

## 5. 処理計画

### ① ごみ分別及び収集体制

#### 家庭系ごみ

ごみ分別	ごみの種別	主な回収品目	収集主体	収集方法	収集頻度
普通ごみ	可燃ごみ	野菜くず、魚のあら、ティッシュ等、細かい紙くずなどの「燃やせるごみ」	市直営委託業者	ステーション収集 (有料指定袋)	週2回 (祝祭日も収集)
空きビン 空きカン ペットボトル	資源ごみ	飲料用等の空きビン・空きカン、ペットボトル、カセットコンロ用ガス缶等	市直営委託業者	ステーション収集	週1回 (祝祭日も収集)
プラスチック製容器包装	資源ごみ	ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装	市直営委託業者	ステーション収集	週1回 (祝祭日も収集)
紙パック	資源ごみ	牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ加工されていない紙パック)	委託業者	拠点回収	排出は随時
廃食用油	資源ごみ	廃食用油	委託業者	拠点回収 ※一部常設	年2回
粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品「家電4品目及びパソコン」を除く、タンス、ストーブなどの粗大ごみ	市直営	申込制による各戸収集 (粗大ごみ処理券を貼付して排出)	随時
		小型家電リサイクル法対象品目で、回収ボックスに投入可能な小型家電	市直営	拠点回収	随時
埋立ごみ	不燃ごみ	破損した蛍光管・化粧品ビン・せともの類	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
小さな金属類	不燃ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘他、長さ25cm以下の金属類(電化製品は除く)	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃蛍光管	その他ごみ	破損していない廃蛍光管	市直営	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃乾電池	その他ごみ	廃乾電池	市直営	拠点回収	排出は随時
集団回収	集団回収	※ダンボール等と(1)新聞(2)雑誌(3)古布等 ※古布については未回収の団体もある。	再生資源回収業者	地域の集団回収で指定された日	各地域による

#### 事業系ごみ

事業者自ら、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者(9業者)により行う。

## ② ごみ排出及び処理計画量

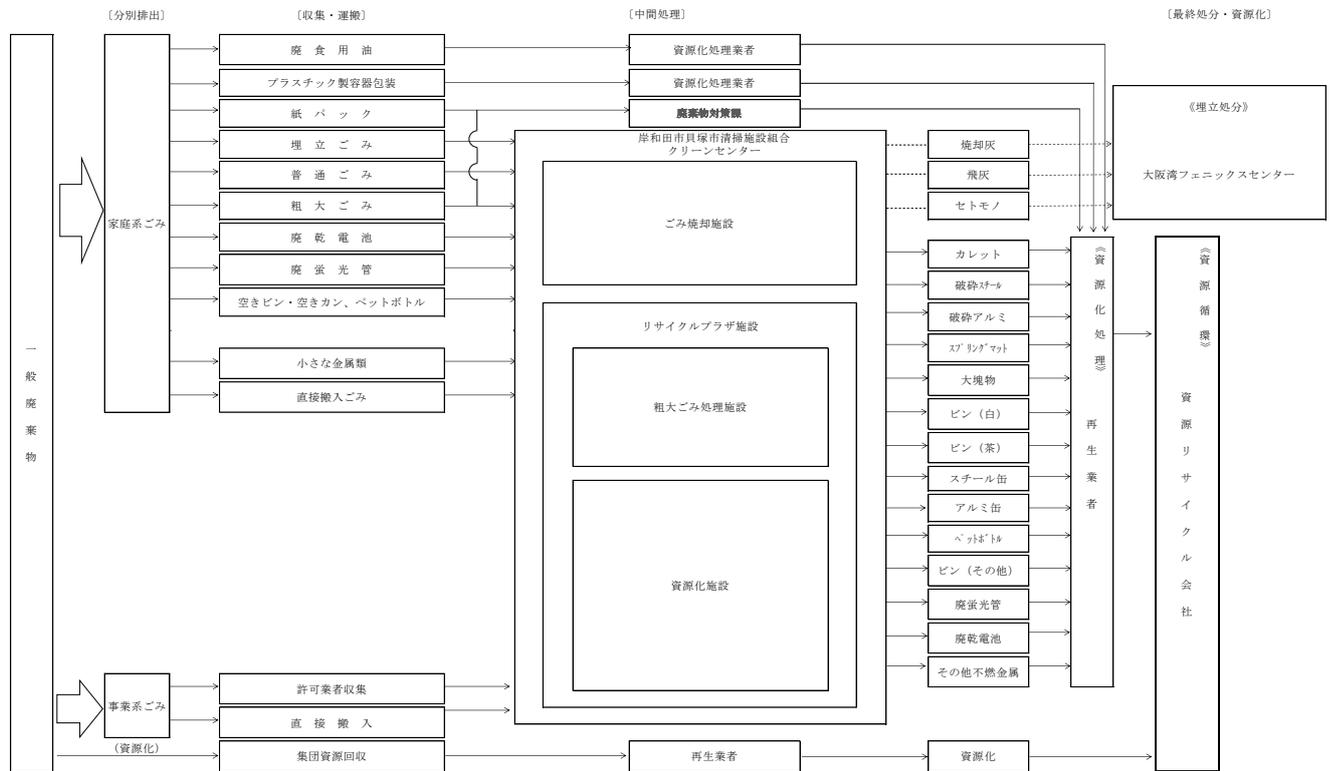
	単位	R6
		計画量
人口	人	186,792
事業所数	事業所	7,727
家庭系ごみ年間排出量	t/年	33,980
家庭系収集ごみ量	t/年	32,421
(1)普通ごみ	t/年	27,339
(2)可燃性粗大ごみ	t/年	214
(3)不燃性粗大ごみ	t/年	102
(4)埋立ごみ	t/年	156
(5)廃乾電池	t/年	21
(6)廃蛍光管	t/年	7
(7)空きビン・空きカン・ペットボトル	t/年	2,005
(8)ペットボトル(拠点)	t/年	30
(9)プラスチック製容器包装	t/年	2,491
(10)紙パック	t/年	7
(11)廃食用油	t/年	14
(12)小さな金属類	t/年	34
家庭系ごみ直接搬入量	t/年	1,560
(1)普通ごみ	t/年	1,030
(2)可燃性粗大ごみ	t/年	320
(3)不燃性粗大ごみ	t/年	210
(4)空きビン・空きカン	t/年	0
(5)ペットボトル	t/年	0
集団回収量	t/年	5,803
事業系ごみ年間搬入量	t/年	30,249
事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	25,621
(1)普通ごみ	t/年	25,098
(2)可燃性粗大ごみ	t/年	378
(3)不燃性粗大ごみ	t/年	45
(4)空きビン・空きカン	t/年	100
(5)ペットボトル	t/年	0
(6)可燃性資源化物	t/年	0
事業系ごみ直接搬入量	t/年	4,628
(1)普通ごみ	t/年	3,917
(2)可燃性粗大ごみ	t/年	608
(3)不燃性粗大ごみ	t/年	100
(4)空きビン・空きカン	t/年	3
(5)ペットボトル	t/年	0
(6)可燃性資源化物	t/年	0
計  ごみ年間排出量	t/年	64,229
合計ごみ量	t/年	70,032
家庭系ごみ量	t/年	33,980
資源ごみ量	t/年	4,547
事業系ごみ量	t/年	30,249
資源ごみ量	t/年	103
自家処理量	t/年	0
集団回収量	t/年	5,803
総資源化量	t/年	10,453
直接資源化量	t/年	21
資源化量	t/年	4,629
最終処分量	t/年	8,369
処理後直接最終処分量	t/年	8,369
直接最終処分量	t/年	0
減量化量	t/年	51,210
焼却処理量	t/年	60,384
家庭系ごみ原単位	g/人日	498.4
事業系ごみ原単位	t/事業所	3.9
リサイクル率	%	14.93%
最終処分率	%	13.03%

### ③ 資源化の方法

ごみ種	資源物	排出場所	収集運搬	集積場所	資源物の行先	資源化製品
空きカン	アルミ スチール	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	民間業者	アルミ缶、その 他アルミ製品、 鉄製品
空きビン	リターナル ビン	業者引取	—	—	酒、ビール 関係メーカー	酒ビン・ビール ビン等
	その他のビ ン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	ビン・カレット 販売メーカー	ガラス・ビン等
プラスチック製 容器包装		ステーション	市直営 委託業者	民間中間処 理業者	民間再資源化業 者	パレット等
粗大ごみ (金属)	アルミ	各戸 (申込制)	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	民間再資源化業 者	アルミ製品、鉄 製品
	スチール					
	その他					
	小型家電	大型量販店、公共施 設の回収 BOX (7ヶ所)		廃棄物対策 課	民間再資源化業 者	レアメタル等
小さな 金属類	アルミ	町会館、集会所等	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	民間再資源化業 者	アルミ製品、鉄 製品
	スチール					
廃蛍光管		町会館、集会所等	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	廃蛍光灯資源化 メーカー	ガラス、アル ミ、水銀等
紙パック類 (洗う、開く、乾か す)		量販店・公共施設 (16ヶ所中、自主回 収6店舗)	委託業者	廃棄物対策 課	製紙メーカー	ティッシュペー パー、トイレッ トペーパー等
廃乾電池		回収 BOX (186ヶ 所) 小・中学校含む	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	廃乾電池資源化 メーカー	マンガン、アル カリ、リチウム 等
ペットボトル (洗う、乾かす、キャ ップを取る、ラベル をはがす)		ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	プラスチック製 品メーカー	繊維製品、カー ペット、作業 服、プランター 等
廃食用油		各町会、自治会毎に 日時、場所を定め実 施	委託業者	廃棄物対策 課 民間業者	化石燃料代替品 製造メーカー	燃料
ダンボール 新聞 雑誌類 布類		集団回収 町会、子供会、婦人 会、老人会等の団体 が日時、場所を定め 実施 (195団体)	再生資源 回収業者	—	再生加工 メーカー	再生紙、新聞 紙、トイレッ トペーパー等

※上記のごみ種には、直接資源化の項目を含む。

#### ④ ごみ処理の流れ



家庭系のごみは「普通ごみ」「空きビン・空きカン・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「粗大ごみ」「埋立ごみ」「小さな金属類」「廃蛍光管」「紙パック」「廃乾電池」及び「廃食用油」の10種類その他、各地域の住民団体によって集団資源回収を行う。

このうち、「普通ごみ」及び「可燃性粗大ごみ」は組合の焼却処理施設で焼却した後、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）に搬入し、埋立処分を行う。

「埋立ごみ」及びリサイクルプラザ施設内に整備された粗大ごみ処理施設に搬入された「不燃性粗大ごみ」及び「小さな金属類」は、破砕機によって細かく破砕し、鉄やアルミ等の資源物を選別した後、資源化できない選別残渣を大阪湾フェニックスセンターで埋立処分する。

また、「空きビン・空きカン・ペットボトル」は同一の袋でステーション回収し、資源化処理する。

「廃乾電池」及び「廃蛍光管」はストックヤードに貯留した後、資源化業者に引き渡して資源化する。

「紙パック」は廃棄物対策課で回収した後、民間資源化業者に引き渡して資源化しており、「プラスチック製容器包装」については収集後、中間処理を業者に委託し、資源化業者によって資源物を選別した後、プラスチック再生品や

固形燃料等の原料として利用する。

平成4年度から収集している「廃食用油」は、資源化業者に回収及び資源化を委託しており、燃料として利用する。

なお、家庭及び事業所から組合に直接搬入されるごみや、許可業者によって事業者から回収されるごみについても同様の処理を行う。

### ⑤ 中間処理計画

本市では、普通ごみや可燃性粗大ごみの焼却処理及び空きビン・空きカン、ペットボトルや不燃性粗大ごみ等の中間処理については、岸和田市貝塚市クリーンセンターで行う。

岸和田市貝塚市クリーンセンターの概要

施設名称		岸和田市貝塚市クリーンセンター	
所在地		大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2	
事業主体		岸和田市貝塚市清掃施設組合	
敷地面積		89,999.99m <sup>2</sup>	
主要建物		ごみ処理施設棟（地下1階、地上7階建） リサイクルプラザ棟（地上6階建） 管理啓発棟、計量棟等	
建築面積		25,313.92m <sup>2</sup>	
延床面積		53,799.98m <sup>2</sup>	
緑化面積		28,039.04m <sup>2</sup>	
建設工期		着工：平成14年8月 竣工：平成19年3月	
ごみ焼却施設	処理能力	531 t / 日（177 t / 炉 × 3 基）	
	処理方式	全連続式焼却炉（ストーカ炉）	
	発電設備	抽気復水タービン（発電出力最大 12,000kW）	
	煙突高さ	100m	
リサイクルプラザ	粗大ごみ 処理施設	処理能力	41 t / 日
		破碎設備	可燃性粗大ごみ：せん断式破碎処理設備 不燃性粗大ごみ：回転式破碎処理設備
	資源化施設	処理能力	32.6 t / 日
		処理設備	ビン・カン・ペットボトル選別処理設備

#### 基本方針

廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パック、粗大ごみ（小型家電）以外のごみは、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいて中間処理を行う。中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行うものとし、資源化が困難なごみについては焼却処理するが、焼却の際に発生する熱を回収・利用した発電（サーマルリサイクル）を行い、化石燃料の使用量を低減させ

るものとする。

なお、廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パック、粗大ごみ（小型家電）については資源化処理業者が中間処理を行っている。

#### 中間処理施設の延命化

現在、本市、貝塚市及び組合は、岸和田市貝塚市クリーンセンターの延命化を図るため、平成 29 年度に策定した長寿命化総合計画に基づき、基幹的設備改良工事事業を令和 5 年度に完了した。また、施設外壁等の大規模改修工事としてリサイクルプラザ棟の改修を令和 5 年度～8 年度に実施予定である。

## ⑥ 最終処分計画

岸和田市貝塚市クリーンセンターで発生した焼却残渣と埋立ごみ等の不燃物は、大阪湾フェニックスセンターへ搬入し、最終処分を行う。

なお、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）において、令和4年8月に大阪湾圏域広域処理場整備基本計画が改定されたことから、令和14年度まで本市を含む近畿2府4県169市町村から生じる廃棄物の最終処分が可能となっている。

表 2-3-2 大阪湾フェニックスセンターの位置及び規模の概要

埋立場所名	位 置	規 模	
		面積 (ha)	埋立容量 (千 m <sup>3</sup> )
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	31,000
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	16,000
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	15,000
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	14,000
合 計	—	499	76,000

## ⑦ ごみの発生抑制・再資源化計画

ごみの発生抑制・リサイクルの目標を達成するため、次の施策を検討・実施する。

### 【排出抑制】

#### ・グリーン購入の推進

グリーン購入の推進には、再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みが重要であることから、本市は率先して環境物品等を調達するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、市民・事業者に対して需要の転換を図る。

#### ・エコショップ制度の活用

自らごみ発生抑制及び資源化等、環境に配慮した活動に取り組む店舗や事業所をエコショップとして登録し、循環型社会の形成を推進する。

#### ・「家庭系ごみの分け方・出し方ハンドブック」の発行

転入者等へ家庭系ごみの分け方・出し方や地域別収集曜日、指定袋や粗大ごみ処理券の取扱所、50音順ごみ分別区分等を記載したパンフレットを配布する。

#### ・ごみアプリ導入の検討

市役所等に来ることが難しい市民や、学生などの若年層、外国人に向けて、通話機能、多言語対応機能、ごみ出しカレンダー等の機能をもつごみアプリの導入を検討する。

#### ・家庭ごみの有料化

普通ごみや粗大ごみについては、引き続き有料制を実施し、市民のごみの減量化やリサイクル意識の向上を図る。

#### ・食品リサイクル推進指導

食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効利用の指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動や情報提供を行う。また、食品廃棄物の排出実態について、調査を実施していく。鮮魚店やスーパー等から出る魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島養殖漁業生産組合にて資源化を図る。

- ・ 生ごみの堆肥化の促進  
 家庭用生ごみ処理機の購入費用を補助し、家庭での堆肥化を促進するなど、引き続き生ごみの減量化を進める。
- ・ 生ごみの3キリ運動の促進  
 買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみを出す前に水を切る「水キリ」を推進する。
- ・ レジ袋削減等3R推進事業の促進  
 3R推進事業として、マイバッグ運動等を促進する。
- ・ 過剰包装の抑制・自粛  
 普通ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれていることから、市民はマイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制する。また、事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進する。
- ・ 事業系ごみハンドブック発行の検討  
 本市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装や流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等について積極的に取り組むよう指導を徹底していく。また、事業者に対してパンフレットを配布し、適正処理やごみ出しのルール、減量・リサイクル方法などの情報を、業種や業態に応じてきめ細やかに提供することを検討する。
- ・ 事業者間の協力  
 事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不要資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進する。
- ・ 製品の長寿命化  
 事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等により、商品が長期にわたって利用できるサービスの提供を行う。
- ・ 多量排出事業者に対する減量化指導  
 事業者のうち、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出す

る事業者に対して、減量化等の計画を策定するとともに、計画の履行を促し、実施状況を監視する。また、事業系ごみの減量化及び資源化方法についての必要な助言・指導を行う。

- ・ 使い捨て商品の使用抑制

本市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発する。

また、リサイクル無償譲渡会などに家具類、ベビー用品、日用雑貨などを提供し、抽選などによって無償で他の市民に譲渡する。

市民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努める。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の使用及び自主回収、資源化ルートを構築する。

- ・ 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進する。

また、事業者は地域におけるリサイクル事業者を活用するなどにより、ごみの減量化及び資源化を積極的に推進する。

- ・ 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制する。

### 【分別・リサイクル品目の拡大】

- ・ 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

- ・ 集団回収事業のさらなる促進

集団回収品目の追加、回収量の増加を図るための施策を検討する。

- ・ 使用済み小型家電の回収方法の拡大

使用済み小型家電について、現在のピックアップ回収に加え、ボックス回収やイベント回収、宅配便回収などの方法についても検討する。

- ・ 廃食用油の資源化  
各町会や廃棄物減量等推進員の協力により廃食用油を回収し、バイオ燃料の原料として資源化業者に引き渡しており、今後も回収事業の継続と拡大を図る。
- ・ リユースの促進  
リユース品譲渡会に家具類、ベビー用品、日用雑貨などを提供してもらい、抽選などによって無償で他の市民に譲渡する。また、リサイクルボードで不用品の情報交換ができるようにする。
- ・ バイオマスリサイクルの検討  
剪定枝や枯草等のバイオマスの有効利用の方法について、調査・研究を行う。
- ・ 資源化物の回収拠点の設置検討  
市民がよりリサイクルに取り組みやすいように、資源化物の回収拠点の拡大等を検討する。
- ・ 店頭回収等の実施  
事業者に対し、店頭における自主回収の拡大や市町村の拠点回収への協力を求めていく。

## 【環境教育】

- ・ 環境美化事業の実施  
地域での自主的な清掃活動に対し、袋の提供や収集を実施する。また、まちを美しくする市民運動推進協議会において、地域での清掃活動やポスター・標語の募集・表彰など各事業を実施し、市民活動を支援する。きれいなまちづくり条例に基づき環境美化を啓発していく。
- ・ 環境教育の充実  
環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すため、小・中学校での環境学習を推進していく。また、地域団体や環境団体と共同で環境教育を推進する。
- ・ 啓発事業の実施や情報の提供  
3Rふれあいフェアを貝塚市・組合と共同開催するなどし、市民の環境に対する意識高揚を図る。市民・事業者に対し、自発的な発生抑制・資源化の行動を喚起するよう、循環型社会を形成するための取り

組みに関する情報等を広報やホームページ、説明会等を介して提供する。

- ・ 出前講座の実施

本市のごみの現状やごみの分別、3Rの推進運動などのテーマで各種団体などに対し、出前講座を開催する。

**【施設維持及び適正処理困難物への対応】**

- ・ 不適正排出や不法投棄の対策

パトロールや監視カメラの設置等にて監視体制を整備しながら、府や警察、地域団体、廃棄物減量等推進員、収集業者等と連携して行為者や管理者に注意・指導を行っていく。また看板や広報等で啓発していく。

- ・ 適正処理困難物の対策

適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように検討を進める。

- ・ 水銀含有廃棄物の適正処理

水銀含有廃棄物については「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、国の動向等も踏まえ、組合と連携しながら適正に処理する。

- ・ 在宅医療廃棄物の収集運搬、処理体制

在宅医療廃棄物の収集運搬及び処理について、処理実態を把握し、医療機関等との連携を図りながら、適正な収集運搬・処理体制の確立を図る。

- ・ ごみの組成調査の実施

ごみの組成調査について、「減量化可能な品目」、「資源化可能な品目」、「適正処理困難物」等がどの程度排出されているか把握するために実施を検討し、結果に基づき分別排出や、産業廃棄物・危険物搬入禁止等の指導・啓発を行う。

- ・ 最終処分場の安定的な確保

ごみの発生抑制や資源化に取り組んで最終処分量の削減を図り、大阪湾フェニックスセンターが継続的に安定して埋立処分ができるよう体制づくりに協力していく。

- ・焼却処理施設の機能更新等の延命化の実施  
岸和田市貝塚市クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施し、機能更新等の延命化を実施する。

#### 【災害時対策の推進】

- ・災害廃棄物処理計画の策定  
大規模災害及び地域災害に迅速に対応するため、大阪府災害廃棄物処理計画や本市の地域防災計画と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を作成できるよう準備を進める。
- ・周辺自治体との連携強化  
災害時を見据え、周辺自治体との連携強化を図っていく。